

西海市教育委員会（令和5年第9回定例会）会議録

期 日：令和5年9月26日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 森下 直也、山下 崇

（書記） 係長 横尾 泰則、主任主事 志水 敬一郎

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 平田 真希子

社会教育課 課長 作中 修

課長補佐 浦崎 光芳、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第9回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

上岳神社八朔遷宮祭典

中原氏寄付申し出面会立会

下岳龍神祭

市議会招集

西海市総合防災訓練

西彼杵高校 体育祭(黒潮祭)

高校イキイキ活性化事業
市議会・一般質問
第19回七釜鍾乳洞ロードレース大会第1回実行委員会
教頭会研修会
ふるさと敬老会
長崎総合科学大学との連携協定調印式
青年の家第2回理事会
西海市市民音楽祭 2023

5. 議事

日程第1「議案第59号 西海市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第1「議案第59号 西海市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

図書館利用申込み手続のオンライン化を進めるため、西海市立図書館管理運営規則の一部を改正しようとするものです。併せて、追記が必要な項目や様式の動きがあるため、追加及び修正を行おうとするものです。

今回の管理規則の改正のポイントをまとめております。ポイント1、図書館利用申込み手続のオンライン化に関する改正ということで、西海市DX推進計画において行政手続のオンライン化が重点取組事項に位置づけられており、図書館業務における取組として図書館利用申込みのオンラインでの手続を可能とするというものです。これについては第9条の改正規定になります。ポイント2、図書館協議会の職務の明確化、西海市立図書館協議会の職務について図書館に関する諸計画の立案や館長の諮問に応じ、図書館奉仕や図書館の発展や、利用者の利便に資する意見を述べることである旨を規定するものです。これについては図書館法第14条に規定がございますが、それを明確に、また詳しく規定をするということで第19条を追加する改正規定になっております。ポイント3、成人年齢引上げに伴う様式の改正ということで、成人年齢が18歳に引下げられたことに伴い、様式第1号の内容について改正をしております。ポイント4、様式名称の改正ということで、これについては様式の名称と、本則に規定をしているその名称に整合がとれていなかったということで、整合を図るというものです。本改正規定につきましては、令和5年10月1日より施行しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第59号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第1「議案第59号 西海市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第60号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第2「議案第60号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

長崎県の最低賃金が引上げられることに伴い、西海市教育委員会、会計年度任用職員の任用等に関する規則中、時間額について所要の改正をしようとするものです。今回の規則の改正のポイントをまとめております。まず、今回の改正のポイントとして、長崎県の最低賃金が、時間額853円から45円引上げられ、時間額898円に改正されることに伴い、最低賃金を下回る通学支援員及び学校図書館運営補助員の報酬額の改正を行おうとするものです。規則の施行時期ですが、この規則は最低賃金の引上げが10月1日から適用されますので、令和5年、令和6年10月1日から施行する予定にしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第60号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○北島委員

もう賃上げについては意見はないんですけども、他の業務の方との関連性についてお尋ねしたいんですが、改正前について、例えば、学習支援員さんスクールガードリーダーさんは時間単価910円と900円となっております。ここには業務の明確な差があるということでそれが賃金の差になってくるわけなんですけど、これが改正後になりますと、スクールガードリーダーさんと並ぶし、学習支援員さんとの差は10円になるという形です。この辺りは何か検討される予定とか、考え方ありますか。

○教育次長

今回改正をするものにつきましては教育委員会で独自に規定をしている時間給の改正内容となっております。市全体でどのような対応をするのかというのをまず説明をさせていただきたいと思っております。市においても、西海市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の中で、月額報酬あるいは、時間額の報酬額について規定をしております。これについて最低賃金を下回る報酬額が何件かやはりございます。その中で市のほうで規定をしているものに基づいて、教育委員会でも例えば、学校用務員であるとか、あるいは化石物質作業員、またはその作業員と任用するようなケースがございます。現段階で、市

の基本的な考え方として、最低賃金を下回る部分については法令違反になりますので、そこについては改正をする。ただし、ほかの職種についてはですね、今回の改正について、全体的に委員が言われるような形の検討は基本的にはやらないというふうな方針でいるところです。以上です。

○北島委員

法対応なんでそれで構わないと思うんですが、働く側からすると今民間ではどういう賃金ルールが発動してまして、当然私たちと彼らとの業務の差は明確にあるのに、なぜ一緒なのという話は絶対出てくることだと思えますよね。ですのでこれはもう全庁的な検討の課題にもなってくると思えますので、働く人を守るということとか、今の国の状況も考えたときにどこかでご検討されたほうがいいかなということで参考意見として、よろしくをお願いします。

○教育次長

はい、ありがとうございます。教育委員会で実際各施設であったり、あるいは各学校のほうで任用している職員ですね。やはり基本的にその規定に基づいた形で職員の募集をするんですが、やはりその人材の確保をする部分で、苦慮している部分がございます。特にそういった特殊な業務であったりとか、そういった部分については単価の見直しについて検討をすべきというふうに考えておりますので、委員からいただいたご意見を踏まえて、今後、必要に応じて検討を進めていきたいというふうに思っておるところです。

○教育長

これについても、応急的な措置という考え方ですね。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第2「議案第60号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第61号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第61号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例第3条及び第4条の規定に基づ

き、委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年10月1日から令和7年9月30日までとするものです。ご審議のほどお願いいたします。

○武宮委員

この委員の公選選定に関しては、主にほとんどスポーツ関係の方ということで文化関係活動の方が中村さんお1人ということですが、この辺の文化系の方をもう少し入れなくて良かったのかなということと、それから委員の任期が2年ということですが、学校の先生の場合も転勤とかがあったりすると思うんですが、そういった場合に、どんなふうにして次を選ばれるのかっていうのをお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長

まず文化系につきましては、10番の中村先生のみということですが、地域移行に関して1番の問題になっているのが、スポーツの特にチームスポーツ、複数の人数でやるところが単独校での実施がかなり難しいということで、これが議題の中心になるだろうということで、そういった方の人選を中心に進めたというところがあります。文化系につきましては、吹奏楽、合唱などがありますが、今のところ単独で出来ているところがほとんどでありましたので、議題の中心になるところということを考えてこういった配分になったというところがあります。それから先生方の異動があるというところなんですけど、まず1番の校長先生のところは、もし異動があった場合は中体連の会長さんを後任にお願いできればと思っております。また2番の顧問の先生につきましては、協議それから男女のバランスなども考えて、また改めて選任をお願いすることになるかと思っております。

○川南委員

社会教育課長のお話の中に、やっぱり人選に当たっては議題の中心になるスポーツ面からということで、文化系は市を1人にとどめたということですけども、やっぱり、議題の中心はスポーツかもしれませんが、やっぱりお話をしていく中では、文化系の時代も当然取り扱っていくべきことも出てくるのではないかと思います。その時にやっぱり、お1人ではいつもこの委員会に参加してスポーツの話ばかりで、お1人ではやっぱりお客さんみたいな感じの気持ち的に積極的に関わってという事が気持ち的に出来ないんじゃないかっていうことと、だからもう1人ぐらいは文化系を入れても、お話を進める上では、大切ではないかなと感じましたので、そのこのところをちょっと議論していただきたいなと思います。

○社会教育課長

確かにそういったところの懸念があるということは私も理解ができる場所です。議論の中で、その会ごとのテーマなんかも主になってくると思うんですけども、条例の8条で、議事に関し必要があるときは委員以外の者の出席を求めてということもありまして、文化系の部活をどうするかといった議論の時には、そういった外部からの別途呼びして、お招きをしたりということで、議論が孤立したりとか他の人があんまり、ほかの委員さんからご議論に関心を示さないというようなことが起きないように、気をつけたいと思っております。

○教育長

この地域移行についてはですね。土日の部活動をどうするかということで、まず将来

的には平日もどうするかという話になると思うんですけども、まず土日の部活動を先生以外の方に指導していただくというところで進めております。そういう中で、文化部というのは基本、もうほとんどが土日はあまり活動してないと。主に、先ほど課長からありましたように、ブラスバンドとか合唱とかそういう限られた部活動以外は、土日を殆どお休みしてるということで今回は実際に部活動の土日の移行に影響があるであろう協議を中心に人選をしていただいておりますので、今後協議が進む中でやはり文化部も必要であるというような話になれば、人員を変更することもあるかと思っておりますけども、取りあえずはこのメンバーで、文化部の関係あるブラスの先生が入っておりますので、このメンバーでスタートさせていただきたいなと思っております。よろしいでしょうか。

はい。ほかに質疑はないようですので、質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第3「議案第61号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第62号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会への諮問について」

○教育長

日程第4「議案第62号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会への諮問について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和4年12月に国が示した総合的なガイドラインを踏まえ、西海市部活動の地域移行在り方検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、本市における中学校部活動の地域移行の在り方について、同検討委員会に別紙のとおり諮問しようとするものです。裏面2ページをお開きください。教育長から、検討委員会の委員長宛てに諮問をする、諮問文を掲載しております。西海市中学校部活動の地域移行の在り方について諮問。西海市部活動の地域移行在り方検討委員会設置条例第2条に基づき、下記の理由及び検討事項について諮問しますとしております。

理由ですが、中学校の部活動は、スポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保し、体力や技能の向上を図る目的ばかりでなく、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯会の涵養に資するほか、自主性の育成に寄与するなど多様な教育的意義を有しています。国においては、平成30年以降、部活動の地域移行に取り組んでおり、令和4年12月には、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを発出するなど、継続的かつ厚みを増して、都道府県、市町村の取組を推進しています。本市

中学校の部活動は、少子化が進展する中、従前と同様の体制で運営することは難しくな
ってきており、存続が厳しい部活動も見受けられる状況です。このような状況を踏ま
え、学校間の連携や地域への移行によって、今後も生徒にとって望ましい部活動や地域
クラブ活動を継続できるよう、部活動の地域移行の在り方を示す必要があるため、検討
事項ですが、西海市中学校部活動の地域移行の在り方について、ここに記載をしており
ます1から5につきましては、条例で規定をしている内容になります。部活動の地域移
行に係る仕組みづくりに関する事。地域部活動の運営方法等に関する事。地域移行
に伴う地域と学校の連携に関する事。教職員の部活動指導の負担軽減に関する事。
その他中学校部活動の地域移行に関し必要な事。以上でございます。

○教育長

ただ今、議案第62号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありますか？

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第62号 西海市部活動の地域移行あり方検討委員会への諮問につい
て」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「報告第3号 令和4年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」

○教育長

日程第5「報告第3号 令和4年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」を
議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和4年度西海市一般会計教育決算について別紙の内容で、令和5年第3回西海市議
会定例会に、提出したので報告しようとするものです。2ページをお開きください。ま
ず、教育費決算の全体の総括的な内容について説明をいたします。1番下に合計という
欄がございますが、令和4年度当初予算が21億157万円。補正予算額が5億1,460万9,000
円。最終予算が28億4,329万6,000円となっております。支出済額ですが、21億241万471
円、翌年度へ繰越し額が6億4,326万円、不用額が9,762万5,529円。執行率が95.6%とな
っております。3ページにつきましては、令和3年度と比較をした、決算額の比較表を
記載しております。ここについては、説明を省略させていただきます。5ページ以降、
令和4年度主要施策成果説明書の教育費に関する部分の抜粋をさせていただいておりま
す。内容につきましては、各事業の事業目的及び事業内容、成果、実績、そして事業評
価という内容で構成されております。なお、各事業ごとに当初予算額、最終予算額、決
算額につきましても記載をしているところですので、これにつきましても、説明のほうは割

愛をさせていただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただ今、報告第3号の説明がありました。質疑はありませんか？

○北島委員

この予算の組み方っていうのは、非常に今後、難しいというか予定も合わせてくることもありますんで計画通りいかないこと沢山あるということをつかっていた上でちょっと質問させていただきたいんですが。例年どうしても教育振興費というのが不用額が1億ずつぐらいあるというところで、当然その教育振興に関わる予算でしょうからできればここは使い切っていたいただきたいというところが性格的にあると思うんですがどうしても傾向的にこのような不用額が大きくなるという背景はどんなことがあるんでしょうか。象徴的なもので結構なんですけど、分かれば。

○教育次長

確かにおっしゃるように教育振興費の執行残額が大きいというところはあるかと思えます。まず教育費全体でどうなのかというところですが、令和4年度については95.6%ということで、前年度よりも若干執行率について上がっております。ですから、表現悪いんですが改善されてるといような理解でよろしいかなと思います。教育振興費に係る不用額が多いというところなんですけど、これは小学校中学校費、あるいは社会教育費についてもそうなのかなというところがあるんですが、やはり令和4年度までについては、コロナ禍の影響がどうしてもあったということで、実際年間、事業等を計画したところですが、その内容を変えてやらざるを得なかった。コロナの流行等が年度間通じて波が来て対応出来なかったというところがございます。ですから、今年度についてはそういった状況も一応解消されてますので、今年については前年度よりも執行率は上がるんじゃないかというふうに思っております。年度途中でやはりその状況の変更等がありますので、その部分については、例えばその補正予算で内容の見直しをしたり、あるいはその補正予算まではいかなくても、予算の流用等をしてできるだけその執行率を上げて、事業効果を高めるといような努力をしていきたいというふうに考えているところです。

○北島委員

ありがとうございます。非常に分かりやすい説明を。私先ほど1億と言いましたが、各項1,000万ぐらいですね、ということですのでよろしくお願いいたします。

○武宮委員。

資料の6ページのところ、下のほうに適応指導教室ということで、適応指導教室指導員、そういう方がおられるということがあることと、それから12ページの上のほうには、学習支援員というお仕事があるということで、この適応指導教室の指導員と学習支援員について、これは学校が必要としている支援員の数と、実際に学校に入ってお仕事されている数というのは、うまく必要に応じてそれだけの数配置出来てるのかどうかということをお尋ねしたいです

○学校教育課長

まず6ページにある適応指導教室の指導員の職務と学習支援の職務についての説明な

のですが、まず、適応指導教室の諸指導員に関しては、6ページに記載のとおり、基本的には不登校の児童生徒への対応が主な業務になります。適応指導教室の指導員は、現在、大島町にあるとまと教室に勤めて、そこを拠点に中学生の不登校の状況にある子供達や、小学校の子供たちに来てもらってそこでの対応を図るという仕事をしております。学習支援員は、基本的にそれぞれの決められた学校のほうに所属をしております、学校の中での担当する学年もほぼ決まっております。そこで、例えば1年生なら1年生の支援につくというような状況であります。それから、学習支援員の配置の状況なのですが、小学生は9校に17名配置でした。中学校は、それぞれ1校ずつ4名配置をしております。学校の規模数によって、4名配置の学校が1校、3名配置の学校が1校、2名配置の学校が3校、1名配置の学校が4校というふうに、割り振りをしております。令和4年度4名配置した学校はこれは大崎小学校でありまして、ちょうど学校の統廃合があつてスタートの1年だということで、4名配置をしております。規模によって人数等もありますので、それぞれの規模数によって配置の状況は異なっているという状況になっております。

○武宮委員

配置基準は学校の規模で、発達障害やそれに類する状況によって学習が出来ないという、そういう子供の数で配置の基準があるわけではないってということですか。

○学校教育課長

配置の基準というのは、基本的には学校希望と、あと学校からの要望を毎年とっておりまして、例えば学校側が3名希望しますって言うとか、2名希望しますっていう希望をとっておるんですが、どうしてもそれも希望に沿えない状況もあるんですけども、できるだけ学校の実情に応じて配置ができるよということ、バランスを考えて置いてる状況にはあります。

○矢吹委員

9ページの市内高等学校魅力向上支援事業の成果実績のところの大学進学応援事業のところ、3番の西彼農業高等学校振興協議会のところ、0円になってるんですけども、その理由を教えてくださいませんか。

○教育総務課長

西彼農高につきましては、専門的な大学の農学部とか農業経営大学校とかそういうところに進学する子供が数名いるということなんですが、進学をする子供たち、希望する子供たちの数が少ないということで、自校の先生たちの個別の対応、指導で十分賄えてこの補助金を使う必要がないということで学校のほうから申出がありまして、実績としては0円となっております。以上です。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか？

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第3号 令和4年度西海市一般会計(教育費)決算認定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第63号 職員の処分に関する諮問について」

○教育長

日程第6「議案第63号 職員の処分に関する諮問について」を議題といたします。

議事に入る前に、議案第63号は、人事に関する案件でありますので、会議を公開しないことにしたいと思います。

まず、公開しないことについての可否を決定します。

この決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び西海市教育委員会会議規則第12条の規定によって、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

それでは、会議を公開しないことについて採決します。

この採決は、挙手によって行います。公開しないことに賛成の委員は、挙手願います。

(委員挙手)

ただいまの賛成者は、4人、3分の2以上です。よって、議案第63号は、公開しないことに決定しました。それでは、委員及び議案説明者以外の方の退席を求めます。

(関係者以外退席)

(議案第63号終了後)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：10月24日(火)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時10分閉会)